

平成22年2月15日

担当課	廃棄物対策課
内線番号	2371～2373
直通番号	095-895-2373
担当者	小西、山田

産業廃棄物処理業者の行政処分（許可取消し）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び第14条の6の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 兵庫県尼崎市南清水39番9号大月ビル
(2) 氏 名 大月商会 株式会社（代表取締役 大月 秀樹）

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消し

3 処分年月日

平成22年2月9日

4 処分の理由

上記事業者が平成22年2月1日付けで、山口県知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号二）の規定に該当するに至ったため。

参考 根拠法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） 該当部分

許可取消処分に係る条項

・ 第14条の3の2第1項

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

・ 第14条の6

第14条の3及び第14条の3の2の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。（後略）

・ 第14条第5項

都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

・ 第7条第5項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

二 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15号の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号二において同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）